

労働学校青年学習集会 募集要項

申し込みは、このテーマを学びたいと思う方は誰でも参加できます。
 申し込みの手続きは、簡単です。「申込書」に必要事項を記入し、受講料をそえて申し込んでください。

講義時間は、午後7時～9時
 受講料は、500円です。(税込み)
 会場は、
 京都市職員会館 **かもがわ** 2階 大会議室 (中京区土手町通夷川上る末丸町)



申込先は.....
 京都中央労働学校運営委員会
 〒602-8147
 京都市上京区堀川丸太町西一筋目上ル『京都学習会館』内 電話(075)841-8141 FAX(075)821-3665

労働学校青年学習集会 申込み日時				年	月	日
フリガナ				性別		年齢
氏名:				男・女		才
現住所:						
職場・学園:						
労働組合名:				(全国単産名:)
電話: 職場 ()				自宅 ()		



労働学校青年学習集会・・・主催 京都中央労働学校運営委員会

講演 「マルクスの労働組合」と21世紀の現実
 青年の生きづらさを解決することはできるか

講師 辻 昌秀・京都総評副議長
 日時 2011年5月19日(木曜日)夜間
 受付開始は6時30分

会場 京都市職員会館「かもがわ」
 参加費 500円

申し込み要項と連絡先は裏面-----



「マルクスの労働組合」

『労働組合。その過去、現在、未来』

その過去。

資本は集積された社会的な力であるのに、労働者が処理できるのは、自分の労働力だけである。したがって、資本と労働のあいだの契約は、けっして公正な条件にもとづいて結ばれることはありえない。それは、一方の側に物質的生活手段と労働手段の所有があり、反対の側に生きた生産力がある一社会の立場からみてさえ、公正ではありえない。労働者のもつ唯一の社会的な力は、その人数である。しかし、人数の力は不団結によって挫かれる。労働者の不団結は、労働者自身のあいだの避けられない競争によって生みだされ、長く維持される。

最初、労働組合は、この競争をなくすかすくなくとも制限して、せめてたんなる奴隷よりはましな状態に労働者を引き上げるような契約条件をたたかいとろうという労働者の自然発生的な試みから生まれた。だから、労働組合の当面の目的は、日常の必要をみたすこと、資本のたえまない侵害を防止する手段となることに、限られていた。一言でいえば、賃金と労働時間の問題に限られていた。労働組合のこのような活動は、正当であるばかりか、必要でもある。現在の生産制度がつづくかぎり、この活動なしにすまずことはできない。反対に、この活動は、あらゆる国に労働組合を結成し、それを結合することによって、普遍化されなければならない。他方では、労働組合は、みずからそれと自覚せずに、労働者階級の組織化の中心となってきた。それはちょうど中世の都市やコミュンが中間階級〔ブルジョアジー〕の組織化の中心となったのと同じである。労働組合は、資本と労働のあいだのゲリラ戦にとって必要であるとすれば、賃労働と資本支配との制度そのものを廃止するための組織された道具としては、さらにいっそう重要である。

その現在。

労働組合は、資本にたいする局地的な、当面の闘争にあまりにも没頭しきっていて、賃金奴隷制そのものに反対して行動する自分の力をまだ十分に理解していない。このため、労働組合は、一般的な社会運動や政治運動からあまりにも遠ざかっていた。だが、最近になって、労働組会は、自分の偉大な歴史的使命にいくらか目ざめつつあるように見える。それは、たとえば、イギリスの労働組合が近年の政治運動に参加していること、合衆国の労働組合が自分の役割についていっそうひろい見解をいだしていること、さらに最近シェフィールドでひらかれた巨大な労働組合代表者会議が次のような決議をおこなったことからみて、明らかである。

「本会議は、すべての国の労働者を一つの共通の兄弟のきずなで結びつけようとする国際協会の努力を十分に評価し、全労働者の進歩と福祉にとって協会が必要欠くべからざるものであることを確信して、本会議に代表を送った各組合に、国際協会への加盟を心から勧告す

る。」

その未来。

いまや労働組合は、その当初の目的以外に、労働者階級の完全な解放という広大な目的のために、労働者階級の組織化の中心として意識的に行動することを学ばなければならない。労働組合は、この方向をめざすあらゆる社会運動と政治運動を支援しなければならない。みずから全労働者階級の戦士、代表者をもって自認し、そうしたものとして行動している労働組合は、非組合員を組合に参加させることを怠ることはできない。労働組合は、異常に不利な環境のために無力化されている農業労働者のような、賃金の最も低い業種の労働者の利益を細心にはからなければならない。労働組合の努力は狭い、利己的なものではけっしてなく、ふみにじられた幾百万の大衆の解放を目標とするものだということを、一般の世人に納得させなければならない。

1866年8月執筆

「個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示 6」

マルクスは、労働組合についてどんな考えをもっていたのだろうか。「資本と労働のあいだの契約は、けっして公正な条件にもとづいて結ばれることはありえない。」といているが、貴方はどう思いますか、仕事につけない、給料の安さ、仕事時間の長さ、これらは、私たちの責任でしょうか。能力が無いからでしょうか。……「公正」ということは、現代ではどんなになっているのでしょうか。

生きづらい社会の中で暮らし働きつづけている私たちにとって労働組合はどんな意味をもつのだろうか。話を聞いてみんなで討論してみようではないか。



Karl Marx und Friedrich Engels auf dem II. Kongress des Bundes der Kommunisten in London, 25. November bis 6. Dezember 1847